

今回は「合理的配慮」としての ICT の活用ですね。以前からこの「合理的配慮」の話をしてきましたが、近頃特に聞く様になりました。事実、どこまでやったら良いのか解らないと言うのが良く聞く話。まあ、国の見解もなかなか曖昧な部分も多い。そんな時にこの ICT は配慮の一つとして可能性が多いにありますよね・・・求める側も提供する側も色々と学ばないですね。

久田

第 96 回『わかるように伝えていますか』

香川大学 坂井 聡

今回から、合理的配慮としての ICT の活用について考えてみたいと思います。

合理的配慮としての ICT①

文部科学省は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要のなかで、インクルーシブ教育システムの構築を次のように述べています。

「障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。」

そこでここでは、インクルーシブ教育システムの実現に ICT がどのように関連するのか、また、期待される役割と課題について考えてみようと思います。

インクルーシブ教育システムの構築に対する取り組みは、国連障害者権利条約の批准に向けた取り組みとして始まったものです。そのために、日本政府は国内法を整備し、2011 年に障害者基本法を改正し、障害者への差別禁止や、合理的配慮の提供を示しました。また、2013 年に障害者差別解消法を成立させ、そこでは、合理的配慮の不提供の禁止を定めています。これらの法律の改正を受けて、2014 年に日本政府は国連障害者権利条約を批准したのです。教育においては、障害のある人たちも合理的配慮を受けることによって、差別されることなく公平な教育機会が保障されることが、インクルーシブ教育システム構築につながるものだと考えることができるのではないのでしょうか。つまり、このインクルーシブ教育システム構築に向けた取り組みに関して、重要な役割を果たすのが合理的配慮であると考えられるのです。

合理的配慮を考えたとき、ICT はその一つ的手段として位置付けることができるでしょう。障害者基本法の改正と同じ年、2011 年に文部科学省は、「教育の情報化ビジョン」を公表しています。「教育の情報化ビジョン」は、情報通信技術を最大限に活用した 21 世紀にふさわしい学びを学校が求められることを受けて、初等中等教育段階の情報化に関する総合的な推進方策について検討した結果をまとめたものです。そのなかで特別支援教育については、第 1 章の第 2 項「教育の情報化が果たす役割」において以下のように記述されています。

「特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりする子どものほか、通常学級に在籍する発達障害のある子ども等、特別な支援を必要とする子どもたちにとって、情報通信技術は、障害の状態や特性等に応じて活用することにより、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる点で極めて有用である。特に情報の収集・編集・表現・発信等コミュニケーション手段としての活用が期待される。」このように、特別な支援を必要とする子どもの発達や気質等に応じて情報通信技術を活用することが、学習効果を高める点で極めて有用だとされているのす。ここで忘れてはならないのは、障害のある子どもの障害そのものを情報通信技術で克服・改善するということではなく、その発達や気質等による学習上、生活上の困難を情報通信技術の活用により克服・改善するという視点です。これは、合理的配慮を考えるうえで重要な視点なのです。ICT の活用により、子どもが学習上の困難や、生活上の困難を解決できるならば、公平な教育機会の保障につながると考えられるからです。先に述べた合理的配慮のひとつの手段として、ICT が位置付けられる理由はここにあるのです。

ICT が合理的配慮として、教育に取り入れられるならば、特別な支援を必要としている児童生徒の学習上、生活上の困難を克服、改善することができるようになる可能性があります。その結果、学ぶ機会が保障される子どもが増えることになり、インクルーシブ教育システムの構築も進めることができるのではないかと考えられるのです。

坂井聡先生の紹介

（プロフィール）

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授 1997 年 自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。2013 年より教授に就任。

（著書）

暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里）クラスルームコミュニケーション（こころり出版会）自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための 10 のアイデア（エンパワメント研究所）など